(一)　㋐614号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和35年(1960)3月6日（日）

反撃に立上ろう

会社幹部とその手先となる職制に抗議行動をおこせ！

反撃態勢確立の指示でる

総評の春季闘争はいよいよ、三月中旬以降に激化することとなり、三池のたたかいもこの春のたたかいのなかで、全炭労・全労仂者のたたかいとしての反撃にうつるときがきた。

炭労は、総評の春闘路線にあわせて、賃金引上げ・クビ切り合理化粉砕・保安確立の指標をかかげて、三月末から四月上旬には大手十四社が一せいに実力行使にはいる態勢でたたかいをすすめる方針をあきらかにした。この春闘のなかで三池のたたかいは全炭労・全労仂者につつまれた大きなたたかいとしていよいよ守勢から攻撃へと、反撃に転ずることになった。

そこで三池の山元としても反撃態勢を確立し会社幹部やその手先となる職制の切りくずし行為にたいする抗議行動をおこすなどの方針をあきらかにした「反撃態勢確立についての指示」によって、春闘の中核としてたたかう三池はいよいよ総反撃に立ちあがることになった。

一月二十五日会社の不当ロツク・アウトと対決する全面ストにはいつてからすでに一カ月をこえたが三池のたたかいは、会社側のあくどいデマ・宣伝やものすごい切りくずし策動をハネのけて、安保批准阻止をめぐる全国民のたたかいとむすびついた全国的な大きなたたかいにひろがつてきた。

そして、三池のたたかいは、日本中の働らく仲間たちや、一般市民からのかつてないカンパ・激励や支援にまもりささえられて安保批准阻止、賃金引上げ、最低賃金制確立、時間短縮、保安強化などの要求をかかげてたたかう総評の春季闘争のなかで、いよいよ首切り合理化を粉砕する本格的な反撃にうつることになつた。

いよいよ反撃に転じたわれわれの前進

断固たる抗議と統制を

総評の春闘はいよいよ三月末以降に実力をかけた闘いとして激化することとなり、そのなかで三池のたたかいも本格的な反撃にうつることになつた。

このたたかいの路線と具体的行動をあきらかにした「労炭指令」「三池労組指示」および「反撃態勢にうつる当面の具体方針」はすでに支部委員会で確認されたし、また伝単によつて全組合員に伝達ずみである。

これによつて、安保批准阻止、賃金引上げ、最低賃金制確立、時間短縮、保安強化などの要求をかかげて、クビ切り合理化粉砕の決戦にはいつた三池をつつんでたたかう総評・炭労のたたかいのなかで、さらにはげしくなるだろう敵の切りくずしに対決する方針として、会社幹部およびその手先となつてうごいている職制にたいする抗議と「脱落分子の策動」を軽視していたからではなく団結を守るためにねばり強い説得と職組との共闘確立のために慎重な態度をとつてきたが、追いつめられた敵の策動が露骨になつたからだ。

そこで全国の仲間たちとともに決戦の反撃にうつつたいま、抽象的な「個人の自由」をふりまいて、組合の団結を守るれわれわの当然の「統制」を中傷し、公然と切りくずしをかける「脱落分子」や、炭労大会決定を裏切つてカンパを拒否したばかりでなく、われわれの積極的な共闘の仇きかけにもかかわらず、共闘を拒み、われわれのたたかいを誹謗したり、会社の手先となつて切りくずしをかけ、利敵行為をとる職制にたいしてキ然たる態度で抗議を実施し、統制を発動することを言明する。

このように反撃態勢にうつるにあたつてとくにこの点を明示したのは、決してこれまで「職制の切りくずし」や「脱落分子の策動」を軽視していたからではなく団結を守るためにねばり強い説得と職組との共闘確立のために慎重な態度をとつてきたが、追いつめられた敵の策動が露骨になつたからだ。

そこで全国の仲間たちとともに決戦の反撃にうつつたいま、抽象的な「個人の自由」をふりまいて、組合の団結を守るれわれわの当然の「統制」を中傷し、公然と切りくずしをかける「脱落分子」や、炭労大会決定を裏切つてカンパを拒否したばかりでなく、われわれの積極的な共闘の仇きかけにもかかわらず、共闘を拒み、われわれのたたかいを誹謗したり、会社の手先となつて切りくずしをかけ、利敵行為をとる職制にたいしてキ然たる態度で抗議を実施し、統制を発動することを言明する。

利敵行為は許さぬ

―統制についての措置―

三月四日・五日に各支部毎にひらかれた支部委員会（地域分会長会同）で確認された「当面の具体方針」（その六）にしめされている〝統制についての措置〟は次のとおりである。

わが三池労組は今次闘争においてこと「統制」に関する限り、極めて慎重に対処してきたが、このことは統制権の発動に意慾的であつたわけでもなく、各事例を軽視したからでもない。われわれは、今次闘争においては敵の全力投入による「組織切りくずし」に異常な重点があることからして敵の企図にのらないため、徒らな混乱をさけるため統制権の発動を慎重にし、説得と反省に力点をおき期待したからなのである。しかるに、われわれの慎重な態度を逆用した会社側の憎むべき分裂工作と「批判勢力」と自称する組合内一部の「脱落分子」のうごきは、総評全労働者による春闘と三池闘争におけるわれわれの「攻勢転移」に重大な支障を与えることが必至なので、さらに今後も一段と強力を説得を行うが、それを聞き入れない場合は次のような措置を実施する。

(1)組織の統制をみだし闘争態勢を弱化する利敵行為については、執行部が懲戒委員会に提訴する

(2)提訴内容は全組合員に明らかにし、本闘争終了後、懲戒委員会で審議する。

(3)この間において、本人の反省で悔しゆんの情が顕著なものについては提訴を取り下げる場合がある。

(4)職制その他の依頼により組合員・家族の呼び出しその他の連絡などを行つてはならない

(5)保安要員としての勤務中に職制による闘争批判や説得がなされた場合は、必ず支部闘争委員長に届け出ること。

(6)敵の分裂工作に利用されないため、組合の指示するもの以外は当分の間、一切の署名運動を禁止する。

一、反撃態勢確立のため、各支部各地域に重点的なオルグを配置し、三池鉱石の態勢をさらに強化・推進する。

(1)オルグには総評・炭労・三鉱連の現地拠点ならびに全執行部など全員があたる。

(2)オルグは支部闘争委員長と緊密な連絡をとり必要な行動を行う。

一、対内外情宣の積極化を図る。

(1)敵のデマを打ちくだき、組織的反撃態勢の強化を図るため内部交流・関連産業労組との交流・対外情宣などを積極化する。

(2)このための必要な行動についてはその都度別途指示する。

一、その他、具体的細部事項については支部闘争委員長の指示に従え。

以上

大会決議の不履行

三社連 六百円カンパを拒否

三鉱連並びに三社連傘下各支部の行動に関する指令

三社連中央委員会の結論について緩野事務局長の報告をうけた戦術委員会（三・三）は、三社連に対する態度ならびに三鉱連傘下各支部の行動について検討を行なつた結果、

一、炭労ならびに三鉱連の強い要請にもかかわらず三池支部に対する六〇〇円カンパを行なわないとの三社連中央委員会の決定は、民主的議決にもとずく第二四回大会決定違反である。

このような大会決議の不履行を決定したことは、組織の団結を乱す統制違反の行為であるだけでなく中小炭鉱労働者や総評傘下各単一産労働者のカンパ行動と対比した場合、反労働者的行為といわざるを得ない。

二、大会決議にもとずいて賃金要求を行い、その目的を達成するため、組織される春季闘争の実力行使の決行に、参加しないとの意思は組織加盟組合としては組織的にゆるされるものではない。

三、今次企業整備反対闘争における指名解雇者の復帰を勝ちとる目的を以て現地三池において行なわれている職員組合員の炭労・三鉱連・三池の戦術批判、執行部ひぼう、鉱員組合員への働きかけを増す闘争方針の変更を破壊する行為は炭労加盟の組織人として許されるべき行為でなく、明らかに利敵行為といわざるを得ない。

【註】三、の行為に対しては昨年暮いらい再三にわたり現地指導部を通じて三池職組に警処方を要請してきたが遂に入れられず、かえつて激化の一途をたどつている。

以上の判断から三社連の決定と三池職組の行動は利敵行為に通ずるものである。従つて左記の通り指令する。

記

一、三鉱連傘下各支部は、三社連の態度がカンパ否定、春闘不参加、三池の組織切崩し等既に三鉱連との共闘の態度を放れて会社と利害を共にする立場に立つものとの前提にもとずき、今後職場においても鉱職の立場を明確にして職員組合ならびに職員に対処せよ。

二、三池職組支部は

(1)職員組合員による鉱員組合員住宅への戸別訪問による説得

(2)鉱員組合員を呼出しての説得

(3)鉱員組合員を対象とする集会の計画ならびに会議の指導。

(4)酒食の供応を伴う説得。

(5)保安要員として出勤した鉱員組合員に対する現場での職員組合員の説得。

(6)職員組合員の会社宣伝車に同乗しての宣伝活動等、利敵行為に通ずる行動。

を直ちに中止せよ。

三、三池鉱組支部は、前項の具体的行為を列挙し職員組合に警処要請を申入れると共に職員組合員の前各項の行為については今後、実力行動を以つてこれを排除せよ。

四、三社連傘下各支部は六〇〇円カンパに対する支部の態度を三月十三日までに中央闘争委員会に報告せよ。

五、九・北地方本部は三鉱連傘下各支部の行動については本指令に基く闘争指導について各支部と連携をとり万全を期せよ。

なお、北炭職連、住友職連傘下各支部並びに太平洋、日炭高松職組について積極的指導を行え。

以上

団結する自由は、映画をみたり散歩したりする自由とはいくらかちがつている。映画をみる自由は、映画をみないでもよい自由と同じであるが、団結する自由は、団結しないでいい自由と同じではない。

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人 北岡 隆